

# 世界とともに生きる日本

—経済運営5カ年計画—

付. 経済審議会部会・小委員会報告

1  
9

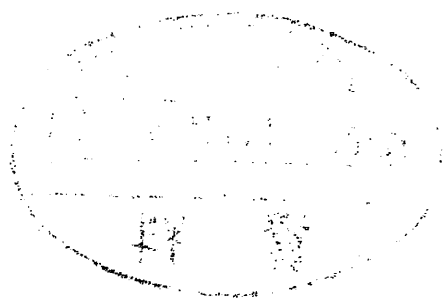
経済企画庁編

「世界とともに生きる日本」正誤表

ページ	所在	誤	正
—	「世界とともに生きる日本」 について 上から 6行目	本計画に	本「世界とともに生きる日本」 に
8	上から18行目	推進する。なお、	推進する。(以下改行) …
10	上から 1行目	環境整備	環境の整備
17	上から17行目	講ずる。さらに	講ずる。(以下改行) …
21	上から19行目	必要である。このため	必要である。(以下改行) …
42	上から25行目	両立このような	両立 (以下改行) …
45	上から10行目	見込まれる。なお、	見込まれる。(以下改行) …
73	参考資料 3表題	3.経営収支	3.経営収支
213	参考図表(4)-(2)	グラフ——の凡例	製品輸入比率 (右目盛) を示す
260	上から 8行目	銀浜銀行	横浜銀行
262	上から 4行目	西部セゾングループ	西武セゾングループ
265	上から 9行目	黒田昌裕	黒田昌裕

# 世界とともに生きる日本

—経済運営5カ年計画—



経済企画庁編

## 「世界とともに生きる日本」について

昭和63年5月27日

閣議決定

政府は、別冊「世界とともに生きる日本」を昭和63年度から昭和67年度までの期間における経済運営の指針とすることを決定する。

内外諸情勢の変化に弾力的に対応するとともに、本計画に掲げる政策の実効性ある推進を図るため、毎年、内外経済情勢、施策の実施状況及びその後の政策運営の在り方についての検討を行い、その結果を政策運営に反映するものとする。

## 目 次

	頁
<b>第1部 我が国の課題と政策運営の基本方向</b> .....	1
第1章 我が国の位置付けと課題.....	1
第1節 世界の中の位置付けと課題.....	1
第2節 歴史的な位置付けと課題.....	2
第2章 政策運営の基本方向.....	3
第1節 内需主導型経済構造への転換・定着.....	3
第2節 経済構造調整等の推進.....	3
1. 経済社会の枠組みの見直し.....	3
2. 行政改革の推進.....	4
3. 財政運営と税制改革.....	5
4. 経済社会の基盤整備.....	5
第3節 「世界とともに生きる日本」.....	5
第4節 新たなフロンティアの開拓.....	6
<b>第2部 重点課題への対応</b> .....	7
第3章 豊かさを実感できる多様な国民生活の実現.....	7
第1節 土地対策の推進と住生活の充実.....	7
1. 土地対策の推進.....	8
2. 住宅対策の推進.....	8
3. 快適な住生活の実現.....	9
第2節 労働時間の短縮と自由時間の充実.....	10
1. 労働時間の短縮.....	10
2. 自由時間の充実.....	11
第3節 物価構造の是正と消費生活の充実.....	12
1. 物価構造の是正.....	12

2. 消費生活の充実	12
第4章 産業構造調整の円滑化と地域経済社会の均衡ある発展	14
第1節 産業構造調整の円滑化	15
1. 新規産業の創出等	15
2. 国際化時代にふさわしい農林水産業政策の推進	15
第2節 地域経済社会の均衡ある発展	17
1. 広域経済圏の戦略的な育成等	17
2. 新たな地域産業政策への転換	18
3. 魅力ある地域づくりのための方策	20
4. 「東京問題」への対応	20
第5章 対外不均衡の是正と世界への貢献	22
第1節 対外不均衡の是正	23
1. 市場アクセスの一層の改善	23
2. 海外直接投資の推進	24
第2節 世界への貢献	24
1. 貿易・直接投資を通じる貢献	24
2. 経済協力の拡充	25
3. 発展途上国への資金還流の促進	26
4. 国際通貨体制の安定への貢献と金融・資本市場の自由化・国際化	27
5. 科学技術・文化面での貢献	28
<b>第3部 発展基盤の確立</b>	<b>30</b>
第6章 経済社会の基盤整備	30
第1節 社会資本整備の推進	30
1. 整備の基本的方向	30
2. 整備方法に関する課題	32
第2節 安定し安心できる国民生活の形成	34
1. 雇用の安定	34
2. 高齢化に対応した社会保障の構築と自助努力の促進	35
第3節 教育・文化環境の整備、科学技術の振興等	37

1. 教育・文化環境の整備	37
2. 科学技術の振興等と資源・エネルギー基盤の整備	38
第7章 規制緩和の推進	39
第1節 経済成長の成果の国民生活への活用	40
第2節 産業構造調整の円滑化と地域活性化	40
第3節 より開かれた市場の形成	41
第8章 財政・金融政策の運営	42
第1節 財政運営	42
第2節 税制改革	43
第3節 金融政策	44
<b>第4部 経済の姿と経済計画</b>	<b>45</b>
第9章 構造調整過程の経済の姿	45
第1節 経済活動の成果に見合った豊かさの享受	45
第2節 国際的に調和のとれた対外均衡の達成	46
第3節 不適合の解消による雇用の安定	47
第4節 物価構造の是正	47
第10章 経済計画の基本的役割とその実施	48
第1節 経済計画の性格と役割	48
第2節 経済計画の実施と情勢の変化への弾力的対応	49

「世界とともに生きる日本」に関する経済審議会の答申

経済審議会部会・小委員会報告

企画・公共部会報告	53
国民生活部会報告	81
地域・産業部会報告	141
国際経済部会報告	177
社会資本小委員会報告	217

附 録

# 第1部 我が国の課題と政策運営の基本方向

## 第1章 我が国の位置付けと課題

### 第1節 世界の中の位置付けと課題

- (1) 1980年代の世界経済は、対外不均衡の拡大、累積債務問題の顕在化等によって不安定性が高まっている。これを放置するならば世界経済の持続的・安定的成長は脅かされることとなる。今後、計画期間（昭和63～67年度）の5か年間は、我が国はもとより世界的レベルで経済構造調整が進められるべき時期にあたる。近時、米国の経常収支の赤字が縮小に向かう等、一部に改善の兆しもみられ、世界的な経済構造調整の動きを確実に定着させていく必要がある。
- (2) また、長期的にみると、戦後の経済発展に大きく貢献してきたGATT、IMF等を中心とする国際経済システムは、世界経済の多極化の進展に伴い変貌を余儀なくされている。本計画期間は、より安定的なシステムを目指す移行期として位置付けられる。
- (3) このような中で、我が国は、GNPでみた経済規模では世界経済の1割を超えるシェアを占め、また、近年大幅な経常収支黒字を続け、世界最大の純債権国となるに至っている。我が国の経済力は、国民が日頃意識している以上に大きなものとなっている。我が国は、今、この経済力を活用して、国際社会の中でどのように行動し、世界に貢献しようとしているのかが問われている。
- (4) 我が国経済は、平和な国際環境や健全な地球環境の下で、世界経済の持続的・安定的成長によってのみ、その発展が得られる。同時に、我が国の行動が世界経済に影響を与える。このため、各国と協調しつつ経済構造調整を進め、早急に対外不均衡を縮小するとともに、経済、文化、科学技術等各方面において積極的に世界への貢献を高めるよう努力を払う。



## 第2節 歴史的な位置付けと課題

(1) 我が国は、戦後40余年にわたる平和の時代を通じて飛躍的な発展を遂げた。経済面のみならず、健康、教育、治安等国民生活の多くの面で豊かで安全な社会を実現した。我が国は、経済社会の各面において基本的には良好な成果を示している。

(2) しかし、これまでに達成した経済力が必ずしも国民一人一人の生活にいかしきられておらず、低い居住水準、長い労働時間、高い生計費等に象徴されるように、国の経済力の高さと国民の生活実感との間にギャップがみられる。また、広範な分野において国際化が進展するとともに、国民の価値観は自由で個性的な生き方や多様な選択を求める方向に変化しつつある。

これらに対応して、高度成長期に形成された生産・輸出優先型の経済構造を転換するとともに、従来の閉鎖的な社会システムや画一的で横並び意識が強いとされる個人や企業の行動を開放的で多元的なものに再構築し、経済発展の成果を国民生活の質的向上に結びつけていくことが求められている。

(3) 産業構造及び地域経済社会の面に目を転ずると、産業構造調整の進展に伴い、今後は特に、先端技術産業、高度な対事業所サービス、多様化・高度化した消費需要に応える対個人サービス等、都市的な集積を活用した都市型産業の発展が見込まれる。こうした中で、経済活動、情報等の各種機能や人口の東京圏への一極集中傾向が強まり、東京と地方との格差が拡大している。地域経済社会の均衡ある発展を図るため、東京圏への過剰な依存から脱却し、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。

(4) さらに、より長期的な視点から21世紀を展望すると、我が国は、今後、欧米にも例を見ない未曾有の高齢化社会を迎えることになる。また、労働時間の短縮、価値観の多様化等が進む中で、人々はゆとりを求める傾向をより強めると考えられる。一方、産業面においては、知識・サービス産業等ソフトな分野の比重が一層高まる。

こうした長期的な時代の流れの中で、我が国を停滞した社会にしてはならない。

同時に、ゆとりがあり、多様な内外交流に富んだ成熟度の高い経済社会を構築する必要がある。この計画期間は、我が国経済社会の構造調整期であり、その成果を踏まえ、活力を維持・培養しつつ、新たな経済社会の実現に向けた発展基盤を築く時期である。

## 第2章 政策運営の基本方向

### 第1節 内需主導型経済構造への転換・定着

- (1) 我が国の経済社会は、当面、3つの課題の解決を求められている。第1は、大幅な対外不均衡を是正し、世界に貢献していくことである。第2は、豊かさを実感できる多様な国民生活を実現することである。さらに第3には、産業構造調整を円滑に進めるとともに、地域経済社会の均衡ある発展を図ることである。
- (2) これらの課題解決の方向は、相互に矛盾するものではない。豊かさを実感できる多様な国民生活を実現するとともに、産業構造調整の円滑化を図りつつ、地域経済社会の均衡ある発展を図ることにより我が国の需要・供給構造は変革され、内需主導型経済構造への転換・定着が図られる。この過程は国際協調型経済構造実現への道にほかならず、これによっではじめて対外不均衡の持続的な是正が可能になる。したがって、我が国経済が直面する3つの課題は、内需主導型経済構造への転換・定着を実現することによって同時に達成すべきものであり、かつ、達成し得るものである。

### 第2節 経済構造調整等の推進

#### 1. 経済社会の枠組みの見直し

- (1) 内需主導型経済構造への転換・定着を実現するための基本的方策は思い切った経済構造調整の推進である。経済構造調整は、経済社会の制度・仕組み、従来の発想を大胆に変革するとともに、財政の資源配分機能を十分に活用することによって実現される。

(2) 今日の経済社会を規律している制度や仕組みの沿革を溯ると、その基本は、大別して、

- ① 近代国家の骨格が形成された明治期以来約100年に及ぶもの(内閣制度、地方制度、学校制度等)
- ② 戦時から戦後に至る統制経済下や経済民主化のための改革期に作られたもの(食糧制度、農地制度、税制等)
- ③ 主として高度成長期に導入されたもの(政策金融、各種補助金、地域開発・都市整備のための制度等)

等がある。これらの中には、その後の経済社会の急激な変化に対応しきれず、時代の要請に適合しなくなったものもみられる。こうした制度・仕組みについては、慣行や制度運用の実態をも含め総合的に見直し、改革を進める。

(3) 経済社会の枠組みの見直し、改革は、従来の政府、企業及び個人の役割や相互関係について大きな変更をもたらす。すなわち、政府は、豊かな国民生活を実現するために必要な制度・仕組みの形成や先駆的又は民間では十分な対応ができないような事業等について積極的な政策努力を払う。他方、その他の分野では、個人や企業の自由な活動をできる限り尊重し拡充する方向で規制緩和等を進める。

(4) 制度改革の過程は、痛み、負担を伴うが、これは、我が国が今後とも発展していくために進んで切り開くべき道である。

## 2. 行政改革の推進

(1) 国鉄など三公社の改革や医療・年金をはじめとする各般の制度改革など、近年、行政改革の成果は着実に上がりつつある。しかし、経済社会情勢の新たな変化に対応するため、行政の役割を見直し、国・地方を通ずる行政改革を推進することにより、行政をこれからの時代にふさわしいものに作りかえていくことは、引き続き重要な課題である。行政改革の一層の推進によって、規制緩和、市場アクセスの一層の改善等を通じて国民生活のコストの軽減に努め、豊かな国民生活の実現に貢献することを目指す。

(2) 今後とも様々な側面で公的部門の果たすべき役割は大きい。行政需要に対し、

安易に公的部門の規模の拡大によって対応することは、我が国経済社会の発展の原動力である民間部門の活力を削ぐおそれがある。このため、行政の各般の分野にわたり、現行の諸制度や運営を見直し、規制緩和を進めるなど、行政の簡素化、効率化を図ることにより、引き続き公的部門の肥大化を抑制しつつ、新たな行政課題に対応する。

- (3) 規制緩和は特に強力に推進する。このため、経済成長の成果の国民生活への活用、産業構造調整の円滑化と地域活性化、さらにはより開かれた市場の形成という視点から、規制の緩和・撤廃を進める。

### 3. 財政運営と税制改革

- (1) 構造調整を円滑に推進するため、規制緩和等を通じて経済社会の枠組みを見直すとともに、財政運営に当たっては、財政再建と内需拡大の両立を目指す。
- (2) 納税者の重税感、不公平感を解消し、高齢化の進展や経済社会の一層の国際化に対応しつつ、経済の活力を維持していくために、現行税制を抜本的に見直し、国民が公平感をもって納税し得るような税体系を構築する。

### 4. 経済社会の基盤整備

構造調整を推進し、我が国が直面する課題を解決していくに当たっては、経済社会の各面で基盤整備を図ることが不可欠の前提となる。このためには、雇用や社会保障の安定を確保することによって、安定し安心できる国民生活を形成することが基礎的な条件である。また、社会資本を一層充実するとともに、教育・文化環境の整備、科学技術の振興等を推進することが21世紀に向けて我が国の発展基盤を築くことに通じる。

## 第3節 「世界とともに生きる日本」

- (1) 世界の繁栄と日本の発展は密接不可分であり、あらゆる課題について、「世界とともに生きる日本」という視点に立って政策運営を行っていくことが重要である。輸入の拡大、経済協力、資金還流等対外政策によって世界に貢献するのみならず、産業構造の転換、労働時間の短縮、税制の改革等、国内政策を進めるに当たって

も、世界的視点を踏まえて対処する。

(2) もとより、「世界とともに生きる日本」という視点は、我が国経済社会の特質を否定するものではない。歴史に培われた文化的創造性、価値観等は、今後とも継承発展させていくべきものである。これらが国際社会において一層理解されるよう努めるとともに、他国の文化や価値観に対する理解を深め、文化や価値観の多様性に寛容になることが真の国際化に通じる。

#### 第4節 新たなフロンティアの開拓

(1) 産業構造における物財生産部門の伸びの鈍化、労働時間の短縮やゆとり・やすらぎ志向、未曾有の高齢化社会の到来等の流れに直面して、産業の空洞化や経済社会の活力減退を懸念する声も聞かれる。

(2) しかし、

① 制度、仕組みの大胆な変革による経済社会の活性化

② 自由時間の増大、人生80年時代への対応、価値観の多様化等を通ずる新しい文化や生き方の展開

③ 技術革新や情報化の促進とその成果をいかした産業の新たな発展分野の創出等によってこそ、国内の経済社会活動に内なるフロンティアが新たに生み出されることが期待される。

(3) また、世界に向かっては、従来の貿易中心の量的な関係のみにとどまらず、経済協力をはじめ、文化、科学技術等多方面にわたって諸外国との交流、世界への貢献を増大させることが、我が国経済社会の持つ潜在的活力の新たな発揮・展開をもたらすこととなる。

(4) 計画期間においては、こうした新たなフロンティアを開拓することにより、経済社会の活力を維持・培養し、21世紀に向けて我が国の発展基盤を築いていくことが求められている。